

水道用水の放射性物質の測定結果について

企業局が供給している水道用水の放射性物質については、これまで文科省のモニタリングとして、県環境科学センターの水道水中の放射性物質を平成 23 年 3 月 18 日から 12 月 27 日まで毎日測定し、すべて不検出でした。

昨年末に、文科省ではモニタリング方法の見直しが行われ、毎日から 3 ヶ月に 1 回測定することへ変更することとされ(*1)、また、厚労省でも、福島県などの重点区域について、原則「週 1 回以上」から「月 1 回以上」測定することへ変更することとされています(*2)。

このような状況を踏まえ、県企業局では、供給している水道用水の安全性を確認するため、厚労省の重点区域におけるモニタリングに準拠し、1 ヶ月に 1 回、和田川浄水場の原水及び浄水について放射性セシウムの測定を独自に行うこととしました。

このたび、1 月 23 日に実施したところ放射性物質は検出されませんでした。

1. 水道用水の放射性物質の測定結果

採水箇所 (所在地)	和田川浄水場 (高岡市島新)
------------	----------------

採水日	試料名	測定値	
		セシウム 134	セシウム 137
平成 24 年 1 月 23 日	原水(表流水)	不検出	不検出
	浄水(水道水)	不検出	不検出

*1 文科省のモニタリングの見直し

昨年 12 月 28 日以降、毎日測定する方法から、毎日、採水し 3 ヶ月分をまとめて測定する方法に変更された。

*2 厚労省の重点区域 1 都 10 県(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県)のモニタリングの見直し

原則週 1 回以上を原則月 1 回以上とし、原水(表流水など)及び浄水(水道水)で放射性セシウム濃度を測定する方法に変更することとしている。